破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第５０９号

東京都八王子市大和田町２丁目10番７号501

債務者　結城早智子（旧姓有島）

1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　鈴木　　匡

4　破産債権の届出期間　平成27年８月20日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月29日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２５３号

相模原市中央区相模原２丁目２番17号　シティプラザ303

債務者　大森　文子

1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　白澤　章子

4　破産債権の届出期間　平成27年８月13日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月29日午後２時45分

6　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２４５号

相模原市南区新磯野３丁目４番７号

債務者　吉永　知了

1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　尾崎　　隆

4　破産債権の届出期間　平成27年８月13日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月30日午後２時30分

6　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４８号

富山県高岡市早川158番地３

債務者　髙井　　香

1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　鍛治　富夫

4　破産債権の届出期間　平成27年９月３日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年10月１日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第５３号

富山県高岡市清水町２丁目１番４号

債務者　澤井　　均

1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　木田　秀直

4　破産債権の届出期間　平成27年９月３日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年10月１日午前10時40分

6　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第３２７号

熊本市東区長嶺南６丁目８番27号

債務者　田上　貴夫

1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　倉田　榮喜

4　破産債権の届出期間　平成27年８月17日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年10月１日午後３時

6　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１４０号

静岡県田方郡函南町平井1285番地の25　高山　誠　方、前住所静岡県沼津市下香貫汐入2167番地の１　カレラ２階206号室

債務者　中野　真也

1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　出田　早苗

4　破産債権の届出期間　平成27年８月14日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年10月２日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１５８号

静岡県田方郡函南町仁田756番地の６

債務者　濱本　憲司

1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　内笹井　明

4　破産債権の届出期間　平成27年８月14日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年10月２日午前11時

6　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１５９号

静岡県田方郡函南町仁田756番地の６

債務者　濱本　和美

1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　内笹井　明

4　破産債権の届出期間　平成27年８月14日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年10月２日午前11時

6　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２８９号

千葉県松戸市金ケ作213番地の10　盛方

債務者　前　小百合

1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　内田　徳子

4　破産債権の届出期間　平成27年８月14日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年10月５日午後２時

6　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１３１号

相模原市緑区橋本２丁目17番２号　キャトルセゾンⅥ101号

債務者　土井　荘平

1　決定年月日時　平成27年７月15日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　片倉　亮介

4　破産債権の届出期間　平成27年８月17日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年10月６日午後３時

6　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３０２号

静岡県浜松市東区西ケ崎町52番地の３　ウエストベル101

債務者　島田　淳子

1　決定年月日時　平成27年７月16日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小笠原里夏

4　破産債権の届出期間　平成27年８月20日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年10月６日午後３時30分

6　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３１４号

静岡県磐田市下大之郷926番地４、住民票上の住所静岡県磐田市天龍２番地14

債務者　藍木　紀貴

1　決定年月日時　平成27年７月17日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中島　直美

4　破産債権の届出期間　平成27年８月21日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年10月７日午後２時30分

6　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係